おいて準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十二条第二項及び第八十四条の三第三項	
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項第一号（第七十七条、第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の六第二項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第四百三十二条第二項	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第五十三条第一項（第五十四条の四第三項（第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十一条の二第二項（第百条第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）	（略）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
水産業協同組合法	
（略）	（略）
第三十一条の二第三項第一号（第七十七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十二条の二第二項（第八十六条第一項において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含	